

## 公益財団法人四万十川財団寄附金等取扱規定

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人四万十川財団が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (寄附金等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 一般寄付金 この法人の会員又はこの法人の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
  - ② 特定寄附金 この法人の会員又はこの法人の会員を含む広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
  - ③ 特別寄附金 個人又は団体から用途を特定及び管理方法の条件を付されて受領する寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

### (一般寄付金の募集)

第3条 この法人は常時一般寄付金を募集することができる。

- 2 一般寄付金は、寄付金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用しなければならない。

### (特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）を理事会に提出し、承認を得なければならない。

- 2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することと資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

### (募金目論見書の公表)

第5条 募金目論見書は、ホームページにおいて事前に公表しなければならない。

### (受領書等の送付)

第6条 特定寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書及び目論見書を寄付者に送付するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄付金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を作成し、ホームページで公開するものとする。

2 特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を作成し、ホームページで公開するものとする。

(特別寄附金)

第8条 特別寄附金を受領する場合には、事前に理事会の承認を求めなければならない。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。